

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例

申請の手引き

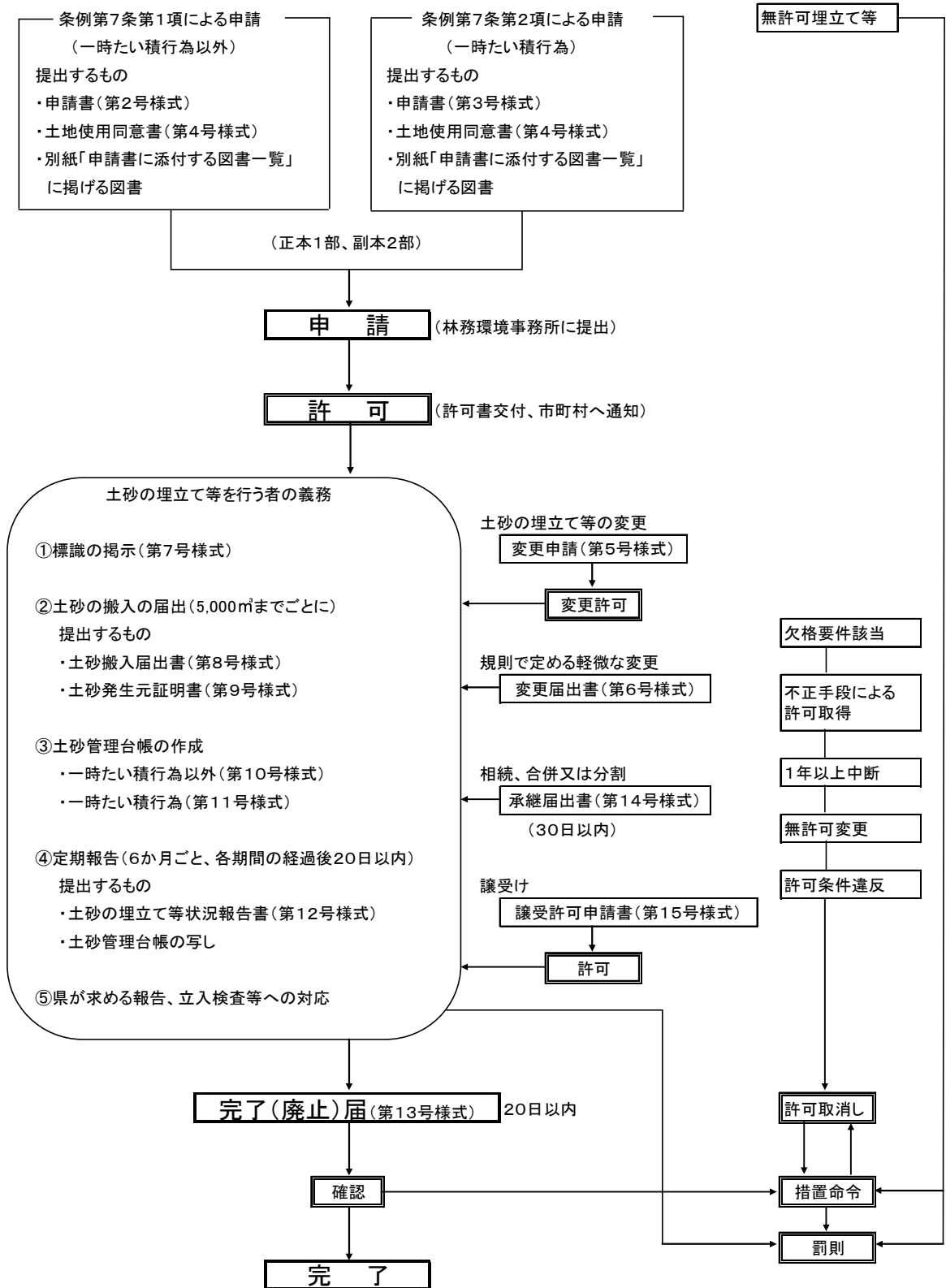
令和3年4月1日改正版

山梨県林政部森林整備課

(目次)

1	手続きの流れ	1
2	規則で定める様式	2
3	申請書に添付する図書	23
4	技術的基準	36
5	山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例	58
6	山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則	67
7	山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例取扱要綱	77

土砂の埋立て等の許可手続きの流れ



年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

土砂の埋立て等届出書

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第6条第5号の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域	位置		
	面積（㎡）		
土砂の埋立て等に係る法令の許可等の状況	法令等の名称及び該当条項		
	許可等の処 分の状況	許可等の年月日	
		許可等の番号	

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
 ふりがな
 氏名 印
 生年月日 年 月 日生
 （法人にあつては、名称並びに代表者の氏名及び生年月日）

土砂の埋立て等許可申請書

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域	位置		
	地目	(登記簿)	(現況)
	面積 (㎡)		
土砂の埋立て等の目的			
土砂の埋立て等を行う期間			
土砂の埋立て等の完了時	土砂の数量 (㎥)		
	土地の形状		
排水施設その他の土砂の崩壊等を防止するための施設の設置計画			
土砂の埋立て等を行っている間における土砂の崩壊等の発生を防止するための措置			
土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画		別紙	
土砂の埋立て等に使用する土砂の性状			

廃棄物の土砂への混入を防止するために講ずる措置その他土砂の埋立て等に 適した土砂の使用のために講ずる措置		
土砂の埋立て等 が法令の許可等 を受ける必要が ある場合は、当 該法令の許可等 の状況	法令等の名称	
	申請（届出）年月日	
	許可等の状況	
現場管理者の氏名		
申請者が未成年 者の場合	法定代理人の住所	
	ふりがな	
	法定代理人の氏名 （法人にあつては、 名称及び代表者の 氏名）	
	法定代理人（法人に あつては、代表者） の生年月日	年 月 日生

- 注 1 土砂の埋立て等に使用する土砂の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第一の上欄に掲げる区分を記載すること。
- 2 1の場合において、土砂の埋立て等に使用する土砂が化学的に性質を改良した土砂であるときは、改良土である旨及び改良に使用した改良材等の名称を合わせて記載すること。

土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画

採取場所	搬入計画			
	予定量 (m ³)	最大日量(m ³)	搬入期間	土砂の性状

- 注 1 土砂の埋立て等に使用する土砂の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第一の上欄に掲げる区分を記載すること。
- 2 1の場合において、土砂の埋立て等に使用する土砂が化学的に性質を改良した土砂であるときは、改良土である旨及び改良に使用した改良材等の名称を合わせて記載すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
 ふりがな
 氏名 印
 生年月日 年 月 日生
 （法人にあつては、名称並びに代表者の氏名及び生年月日）

土砂の埋立て等（一時堆積行為）許可申請書

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり申請します。

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域	位置		
	地目	(登記簿)	(現況)
	面積 (㎡)		
土砂の埋立て等の目的			
土砂の埋立て等を行う期間			
土砂の埋立て等の最大堆積時	土砂の数量 (㎡)		
	土地の形状		
排水施設その他の土砂の崩壊等を防止するための施設の設置計画			
土砂の埋立て等を行っている間における土砂の崩壊等の発生を防止するための措置			
土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画		別紙	
土砂の埋立て等に使用される土	搬入数量 (㎡)		

砂の搬入及び搬出の年間の予定数量	搬出数量 (m ³)	
土砂の埋立て等に使用する土砂の性状		
廃棄物の土砂への混入を防止するために講ずる措置その他土砂の埋立て等に適した土砂の使用のために講ずる措置		
土砂の埋立て等が法令の許可等を受ける必要がある場合は、当該法令の許可等の状況	法令等の名称	
	申請 (届出) 年月日	
	許可等の状況	
現場管理者の氏名		
申請者が未成年者の場合	法定代理人の住所	
	ふりがな	
	法定代理人の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	法定代理人 (法人にあつては、代表者)の生年月日	年 月 日生

- 注 1 土砂の埋立て等に使用する土砂の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 (平成3年建設省令第19号) 別表第一の上欄に掲げる区分を記載すること。
- 2 1の場合において、土砂の埋立て等に使用する土砂が化学的に性質を改良した土砂であるときは、改良土である旨及び改良に使用した改良材等の名称を合わせて記載すること。

土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画

採取場所	搬入計画			
	予定量 (m ³)	最大日量(m ³)	搬入期間	土砂の性状

- 注 1 土砂の埋立て等に使用する土砂の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第一の上欄に掲げる区分を記載すること。
- 2 1の場合において、土砂の埋立て等に使用する土砂が化学的に性質を改良した土砂であるときは、改良土である旨及び改良に使用した改良材等の名称を合わせて記載すること。

第4号様式（第8条関係）

土地使用同意書

許可申請者（ ）による土砂の埋立て等について、私の所有する次の土地の使用に同意します。

土地の位置及び地番	地目（登記簿）	面積（登記簿）

また、同意の前提として、上記の許可申請者から、次の事項について説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の位置及び面積
- 3 土砂の埋立て等の目的
- 4 土砂の埋立て等を行う期間
- 5 土砂の埋立て等の完了時の土砂の数量及び土地の形状
- 6 排水施設その他の土砂の崩壊等を防止するための施設の設置計画
- 7 土砂の埋立て等を行っている間における土砂の崩壊等の発生を防止するための措置
- 8 土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画
- 9 土砂の埋立て等の用に供する土地の登記簿の地目及び現況による地目
- 10 土砂の埋立て等に使用される土砂の性状
- 11 廃棄物の土砂への混入を防止するために講ずる措置その他土砂の埋立て等に適した土砂の使用のために講ずる措置
- 12 現場管理者の氏名
- 13 申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 14 土砂の埋立て等が法令の許可等を受けることを必要とする場合においては、当該法令の許可等の状況
- 15 土砂の埋立て等が一時堆積行為である場合においては、最大堆積時の土砂の数量及び土地の形状
- 16 土砂の埋立て等が一時堆積行為である場合においては、土砂の埋立て等に使用される土砂の搬入及び搬出の年間の予定数量

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住所
氏名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

注 同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
 氏名 印
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

土砂の埋立て等変更許可申請書

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第10条第2項の規定により、関係図書を添えて土砂の埋立て等の変更の許可を申請します。

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の位置		
許可年月日及び許可番号		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

土砂の埋立て等変更届出書

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第10条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の位置		
許可年月日及び許可番号		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

第7号様式（第13条関係）

90センチメートル以上			
山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例に基づく許可標識			
許可を受けた者	住所（法人にあつては、 事務所の所在地）		
	氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）		
	連絡先		
許可の内容	許可年月日		
	許可番号		
	土砂の埋立て等の用に 供する土地の区域	位置	
		面積（㎡）	
	土砂の埋立て等を行う 期間		
	土砂の埋立て等に使用 する土砂の性状		
	現場管理者の氏名		
	土砂の埋立て等の用に 供する土地の区域 を管轄する林務環境 事務所	住所	
名称			
連絡先			

90センチメートル以上

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

土砂搬入届出書

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域	位置	
	面積 (㎡)	
許可年月日及び許可番号		
土砂の埋立て等に使用する土砂の採取場所		
土砂の埋立て等に使用する土砂の性状		
土砂の搬入予定量（うち今回の届出に係る搬入量）(m ³)		
土砂の搬入期間		

注 1 土砂の埋立て等に使用する土砂の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第一の上欄に掲げる区分を記載すること。

2 1の場合において、土砂の埋立て等に使用する土砂が化学的に性質を改良した土砂であるときは、改良土である旨及び改良に使用した改良材等の名称を合わせて記載すること。

山梨県知事 殿

住所
 氏名 印
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

土砂発生元証明書

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第13条の規定により、次のとおり証明します。

土砂を引渡した者の氏名（法人にあつては、名称）	
土砂の採取場所	
採取された土砂の性状	
採取された土砂の量（m ³ ）	
土砂の採取期間	

- 注 1 土砂の埋立て等に使用する土砂の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第一の上欄に掲げる区分を記載すること。
- 2 1の場合において、土砂の埋立て等に使用する土砂が化学的に性質を改良した土砂であるときは、改良土である旨及び改良に使用した改良材等の名称を合わせて記載すること。

土砂管理台帳

許可事業者の氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）		
許可年月日及び許可番号		
土砂の埋立て等 の用に供する土 地の区域	位置	
	面積（㎡）	
土砂の埋立て等を行う期間		
土砂の採取場所		
土砂の採取場所の事業者名（法人にあ つては、名称及び代表者の氏名）		
土砂の性状		

年月日	土砂の搬入量（m ³ ）	摘要
前月までの累計		
計		
累計		

- 注 1 土砂の埋立て等に使用する土砂の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第一の上欄に掲げる区分を記載すること。
- 2 1の場合において、土砂の埋立て等に使用する土砂が化学的に性質を改良した土砂であるときは、改良土である旨及び改良に使用した改良材等の名称を合わせて記載すること。
- 3 摘要欄には、土砂搬入届出年月日等を記入すること。

第11号様式（第15条関係）

土砂管理台帳（一時たい積行為）

許可事業者の氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）		
許可年月日及び許可番号		
土砂の埋立て等 の用に供する土 地の区域	位置	
	面積（㎡）	
土砂の埋立て等を行う期間		
土砂の採取場所		
土砂の採取場所の事業者名（法人にあ つては、名称及び代表者の氏名）		
土砂の性状		

年月日	土砂の搬入量（ m^3 ）	土砂の搬出量（ m^3 ）	摘要
前月までの累計			
計			
累計			

- 注 1 土砂の埋立て等に使用する土砂の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第一の上欄に掲げる区分を記載すること。
- 2 1の場合において、土砂の埋立て等に使用する土砂が化学的に性質を改良した土砂であるときは、改良土である旨及び改良に使用した改良材等の名称を合わせて記載すること。
- 3 摘要欄には、土砂搬入届出年月日等を記入すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

土砂の埋立て等状況報告書

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第14条第2項の規定により、次のとおり報告します。

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域	位置	
	面積（㎡）	
許可年月日及び許可番号		
報告に係る期間		
報告に係る期間中に搬入した土砂の数量（㎡）		
報告に係る期間までに搬入した土砂の数量の累計（㎡）		

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

土砂の埋立て等完了（廃止）届出書

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域	位置	
	面積（㎡）	
許可年月日及び許可番号		
完了（廃止）年月日		
備考		

注 廃止の場合は、その理由を備考欄に記入すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
 ふりがな
 氏名 印
 生年月日 年 月 日生
 （法人にあつては、名称並びに代表者の氏名及び生年月日）

土砂の埋立て等承継届出書

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域	位置	
	面積（㎡）	
許可年月日及び許可番号		
承継年月日		
承継前の事業者	住所	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
承継の原因		
承継人が未成年者の場合		
法定代理人の住所		
ふりがな		
法定代理人の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
法定代理人（法人にあつては、その代表者）の生年月日		年 月 日生
役員（代表者）	役員の住所	

を除く。)に関する事項（法定代理人が法人である場合に限る。）	役職名	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生
承継人が法人の場合		
役員（代表者を除く。）に関する事項	役員の住所	
	役職名	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生
株主又は出資をしている者に関する事項	株主等の住所	
	氏名	
	保有する株式の数又は出資の金額	
使用人に関する事項	使用人の住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生

注 株主又は出資をしている者に関する事項の欄は、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者について記載すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
 ふりがな
 氏名 印
 生年月日 年 月 日生
 （法人にあつては、名称並びに代表者の氏名及び生年月日）

土砂の埋立て等譲受許可申請書

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第17条第2項の規定により、土砂の埋立て等の事業の全部を譲り受けたいので、次のとおり申請します。

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域	位置	
	面積（㎡）	
許可年月日及び許可番号		
譲受けの相手方の氏名及び住所	住所	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
譲受人が未成年者の場合	法定代理人の住所	
	ふりがな	
	法定代理人の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	法定代理人（法人にあつては、代表者）の生年月日	年 月 日生
譲受けの理由		

第16号様式（第19条関係）

(表)

9センチメートル

写 真	身分証明書			第	号		
		職名					
		氏名					
				年	月	日	生
上記の者は、山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第21条第1項の規定による立入検査を行う者であることを証明する。							
				年	月	日	(発行)
				山梨県知事			印

6センチメートル

(裏)

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例（抜すい）

(立入検査)

第二十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土砂の埋立て等を行った者の事務所、土砂の埋立て等の用に供する土地の区域その他その業務を行う場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な限度において土砂を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

申請書及び添付図書一覧

書類 番号	申請書・添付図書	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	土砂の埋立て等許可申請書及び別紙「土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画」（第2号様式）	・「別記 土砂の埋立て等許可申請書及び別紙「土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画」の記載要領」を参照のこと	
2	申請者の住民票の写し (法人にあつては、登記事項証明書)		
3	申請者が欠格要件に該当しない者であることの誓約書	・別紙様式「欠格要件非該当に関する誓約書」によること	
4	申請者が未成年者の場合、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合においては、代理権を証明する書面、登記事項証明書並びに役員の氏名、住所及び生年月日を記載した書類)	・法定代理人が法人である場合における役員の氏名、住所及び生年月日については別紙様式「役員一覧表」によること ・役員とは、条例第9条第1項第1号ニに規定する役員をいう	
5	申請者が法人の場合、その役員の氏名、住所及び生年月日を記載した書類	・別紙様式「役員一覧表」によること ・役員とは、条例第9条第1項第1号ニに規定する役員をいう	
6	申請者が法人の場合、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の出資をしている者の氏名又は名称、住所及び株式の数又は出資の金額を記載した書類	・別紙様式「株主又は出資者に関する一覧表」による	
7	使用人の氏名、住所及び生年月日を記載した書類	・別紙様式「使用人に関する書類」によること ・使用人とは、規則第9条に規定する	

		ものをいう	
8	土砂の埋立て等の用に供する土地の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日より1年以内のもの ・登記所において取得したもの 	
9	土砂の埋立て等の用に供する土地の区域について当該土砂の埋立て等の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の所有者については規則第4号様式「土地使用同意書」によること ・その他の権利者については別紙様式「土地使用同意書」によること ・相当数の同意とは、要綱第6条を参照のこと 	
10	他法令による許認可書等	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂の埋立て等の実施に関して法令の許可等が必要な場合 ① 許認可済のものは許認可書の写し ② 申請中のものは申請書の写し(受付印のあるもの) 	
11	工程表	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙様式「土砂の埋立て等の工程表」によること 	
12	土砂の埋立て等の完了時の土砂の数量を計算した書類		
13	土砂の埋立て等の構造について安定計算を行った場合においては、安定計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・安定計算が必要な場合については、別表第1の5号を参照のこと 	
14	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設の設計根拠資料及び設計図 ② 施設の構造、規模を示す図面 	
15	排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びに算定の根拠を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設の設計根拠資料及び設計図 ② 施設の構造、規模を示す図面 ③ 集水区域を示す図面 	
16	沈砂池を設置する場合、その容量を算定した書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設の設計根拠資料及び設計図 ② 施設の構造、規模を示す図面 ③ 集水区域を示す図面 	
17	土砂の埋立て等の用に	<ul style="list-style-type: none"> ① 位置図 	1/25,000 以上

	供する区域の位置図及び付近の見取図	方位、土砂埋立て区域の位置 ② 付近の見取図 方位、土砂埋立て区域、道路、河川、目標となる土地及び建物等（駅、公共施設等）	1/2, 500 以上
18	土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の求積平面図	・方位、土砂の埋立て区域の境界を示す杭の位置、土砂の埋立て区域内の土地の境界 ・求積は筆ごとに行うこと	1/500 以上
19	土砂の埋立て等の完了時の平面図及び断面図	① 平面図 方位、土砂の埋立て区域の境界を示す杭の位置、のり面の位置、擁壁の位置、排水施設の位置、沈砂池その他の土砂の流出を防止する施設の位置、囲い（杭その他の設備）の位置 ② 断面図 土砂の埋立ての高さ及びこう配、小段、擁壁、排水施設、のり面保護の方法、土砂の埋立てを行う前後の地盤面	1/500 以上 1/500 以上
20	擁壁を設置する場合には、その断面図及び背面図	・擁壁の寸法及びこう配、擁壁の材料の種類及び寸法、鉄筋の位置及び寸法、水抜穴の位置、材料及び内径、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面	
21	排水施設の平面図及び断面図	・排水施設の位置、規模、こう配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称 ・排水施設の種類、材料及び内のり寸法	平面図 1/500 以上 断面図 1/50 以上
22	その他知事が必要と認める書類及び図面	① 公図写し（申請日より1年以内のもの。隣接地も明示する。） 地番、地目、土地所有者、転写年月日、法務局 ② 土砂の埋立て等の用に供する土地に隣接する土地との境界が確定していることが確認できる書類（任意様式）及び土砂の埋立て等の用に供する土地に隣接する	

		<p>土地の登記事項証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日より1年以内のもの ・登記所において取得したもの <p>③ 現況写真</p> <p>開発区域の全景がわかるように撮影すること</p> <p>求積平面図に撮影位置を記入すること</p>	
--	--	--	--

※ “一時堆積” の場合は、申請書は次の 23 によるものとし、添付図書は 2～11 まで、15～18 まで及び 21 の書類のほか、次の 24 及び 25 とする

書類 番号	申請書・添付図書	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
23	土砂の埋立て等（一時堆積行為）許可申請書及び別紙「土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画」（第 3 号様式）	・書類番号 1 に同じ	
24	最大堆積時の土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の平面図及び断面図	① 平面図 土砂の埋立て区域の境界を示す杭の位置、緩衝地帯、排水施設の位置、沈砂池その他の土砂の流出を防止する施設の位置、囲い（杭その他の設備）の位置 ② 断面図 土砂の埋立ての高さ及びこう配、排水施設、土砂の埋立てを行う前後の地盤面	1/500 以上 1/500 以上
25	その他知事が必要と認める書類及び図面	① 公図写し（申請日より 1 年以内のもの。隣接地も明示する。） 地番、地目、土地所有者、転写年月日、法務局 ② 土砂の埋立て等の用に供する土地に隣接する土地との境界が確定していることが確認できる書類（任意様式）及び土砂の埋立て等の用に供する土地に隣接する土地の登記事項証明書 ・申請日より 1 年以内のもの ・登記所において取得したもの ③ 現況写真 開発区域の全景がわかるように撮影すること 求積平面図に撮影位置を記入すること	

別記 土砂の埋立て等許可申請書及び別紙「土砂の埋立て等に
使用される土砂の採取場所及び搬入計画」の記載要領

1 使用する様式について

土砂の埋立て行為が永久堆積である場合は「土砂の埋立て等許可申請書」(第2号様式)を使用し、一時堆積である場合は「土砂の埋立て等(一時堆積行為)許可申請書」(第3号様式)を使用すること。

2 「土砂の埋立て等の完了時」欄について

土砂の数量(m³)について、「土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画」の全てが特定されていない場合にあつては、特定されている土量(申請書別紙「土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画」に記載のある土量の合計と等しい数値であること)を裸書きとし、その後ろに括弧書きで全体計画の土量を記載すること。

3 「土砂の埋立て等を行っている間における土砂の崩壊等の発生を防止するための措置」欄について

一層の敷均し厚さ、一層毎に転圧を行うこと、小段を一段造成するごとに法面を整形すること等、適切な施工方法を記載すること。また、土砂の流出を防ぐために講ずる措置(土側溝や沈砂池の設置等)についても記載すること。

4 「土砂の埋立て等に使用する土砂の性状」欄について

採取場所及び搬入計画を特定している土砂についてのみ記載すること。

5 別紙「土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画」の各欄について

採取場所及び搬入計画を特定している土砂のみ記載し、見込みのもの等については記載しないこと。

「採取場所」については、土砂を採取する所在地を明記するとともに、建設工事等の名称があるものについてはその名称についても括弧書きで記載すること。

土砂の採取場所及び搬入計画について見込みの状態にあるものについては、別紙(様式は任意)により、採取場所及び予定量についての見込みを記載するとともに、「見込んでいる土砂を特定し、これを申請地に埋立てようとする際には、土砂の採取場所及び土砂の性状を示す資料を添付して変更許可申請を行い、このことについて変更許可を受けた上で埋立てを行う」旨を記載すること。

6 土砂の採取場所及び搬入計画を特定した土砂について必要となる添付資料について

土砂の採取場所及び搬入計画を特定した土砂の埋立て等の許可を申請する際には、土砂についての根拠資料として次のものを添付すること。

- (1) 土砂発生元工事についての工事請負契約書等の写し
 - ・発注者と工事請負者との間の契約書の写し等を添付する。
- (2) 残土発生土量の根拠
 - ・工事設計書の写し等を添付する。
- (3) 建設工事発生土区分の根拠
 - ・コーン指数及び土砂の性状観察等から建設工事発生土区分を決定した土質試験報告書を添付する。

仮置等の堆積土砂を搬入する場合は、上記(1)～(3)に加え以下の資料を添付する。

- (4) 元の土砂採取場所についての情報と仮置の経緯を記載した書面（任意様式）
- (5) 仮置現場の位置図
- (6) 仮置土量の土量計算（図面及び計算式）
- (7) 仮置状況の写真

欠格要件非該当に関する誓約書

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者

住所

ふりがな

氏名

印

生年月日 年 月 日生

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の氏名及び生年月日)

私は、山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第9条第1項第1号イからヌまでに該当しないことを誓約します。

なお、県が必要とする場合は、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

第9条 (抜粋)

- 一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
- イ 心身の故障により土砂の埋立て等を適切に行うことができない者として規則で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ この条例の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しない者
- ニ 第十九条第一項（第三号及び第七号を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る山梨県行政手続条例（平成七年山梨県条例第四十六号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）又は規則で定める使用人であった者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）
- ホ 土砂の埋立て等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号）第二条第三号に規定する暴力団員等（ヌにおいて単に「暴力団員等」という。）
- ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（その法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人である場合においては、その役員又は規則で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 個人である場合においては、規則で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ヌ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

土地使用同意書

許可申請者（ ）による土砂の埋立て等について、私が（ ）権を有する次の土地の使用に同意します。

土地の位置及び地番	地目（登記簿）	面積（登記簿）

また、同意の前提として、上記の許可申請者から、次の事項について説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の位置及び面積
- 3 土砂の埋立て等の目的
- 4 土砂の埋立て等を行う期間
- 5 土砂の埋立て等の完了時の土砂の数量及び土地の形状
- 6 排水施設その他の土砂の崩壊等を防止するための施設の設置計画
- 7 土砂の埋立て等を行っている間における土砂の崩壊等の発生を防止するための措置
- 8 土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画
- 9 土砂の埋立て等の用に供する土地の登記簿の地目及び現況による地目
- 10 土砂の埋立て等に使用される土砂の性状
- 11 廃棄物の土砂への混入を防止するために講ずる措置その他土砂の埋立て等に適した土砂の使用のために講ずる措置
- 12 現場管理者の氏名
- 13 申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 14 土砂の埋立て等が法令の許可等を受けることを必要とする場合においては、当該法令の許可等の状況
- 15 土砂の埋立て等が一時堆積行為である場合においては、最大堆積時の土砂の数量及び土地の形状
- 16 土砂の埋立て等が一時堆積行為である場合においては、土砂の埋立て等に使用される土砂の搬入及び搬出の年間の予定数量

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

権利者 住所
氏名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

注 同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印すること。

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例

技 術 的 基 準

第1 目的

この基準は、山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則第11条に規定する構造上の基準に用いる計算の方法、数値その他の必要な事項について定めるものとする。

第2 関係指針等

この基準に示されていない事項については、一般的に認められている他の技術的指針等を参考にするものとする。

第3 技術的基準

(太枠内は構造上の基準)

1 別表第1 (一時堆積行為以外の構造上の基準 (埋立て完了時))

1-1 軟弱地盤等における措置

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の地盤が軟弱である場合には、地盤の沈下又は当該区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。

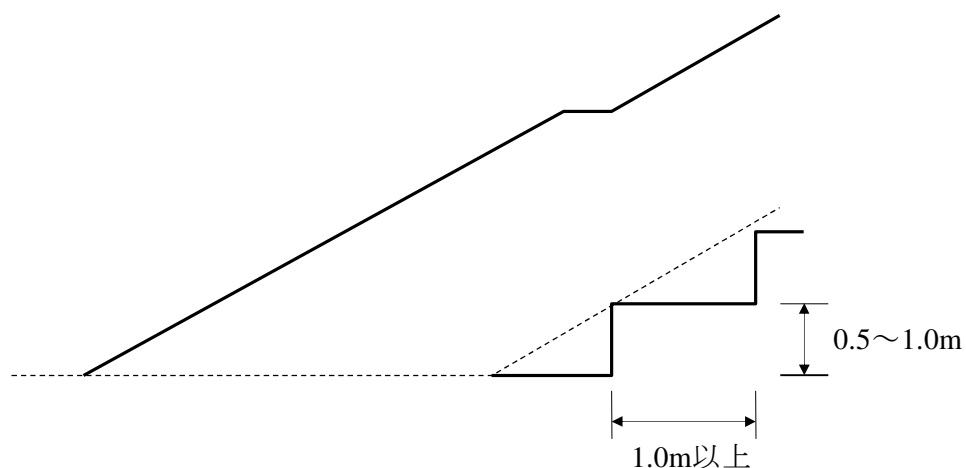
1-2 滑りやすい地盤における措置

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように地滑り防止杭又はグラウンドアンカーその他の土留の設置、土の置換えその他の措置が講じられていること。

1-3 傾斜地盤における措置

著しく傾斜している土地において土砂の埋立て等を行う場合においては、土砂の埋立て等を行う前の地盤と土砂の埋立て等に使用された土砂とが接する面が滑り面とならないように段切り等の措置が講じられていること。

のり勾配が2割より急な基礎地盤にあって、埋立て土砂が横方向及び縦方向に滑動する恐れがある部分に埋立てる場合はその部分に段切りを行うこととする。



1-4 締め固め措置

土砂の埋立て等の完了後の地盤に雨水その他の地表水の浸透による緩み、沈下又は崩壊が生じないように締め固めその他の措置が講じられていること。

埋立て土砂は、下層から順次水平に敷きならし（巻きだし）て締め固めを行うものとする。一層の巻きだし厚さは50cm以下を標準とする。

1-5 のり面の勾配

土砂の埋立て等の高さ及びのり面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）のこう配は、次の表の土砂の区分の欄に掲げる土砂の区分に応じ、それぞれ同表の土砂の埋立て等の高さの欄及びのり面のこう配の欄に定めるものであること。

土砂の区分	土砂の埋立て等の高さ		のり面のこう配
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成三年建設省令第十九号)別表第一に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第三種建設発生土並びにこれらに準ずるもの	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保されるこう配
	その他	10m以下	垂直1メートルに対する水平距離が2m(埋立て等の高さが5m以下の場合にあっては、1.8m以上のこう配
その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保されるこう配

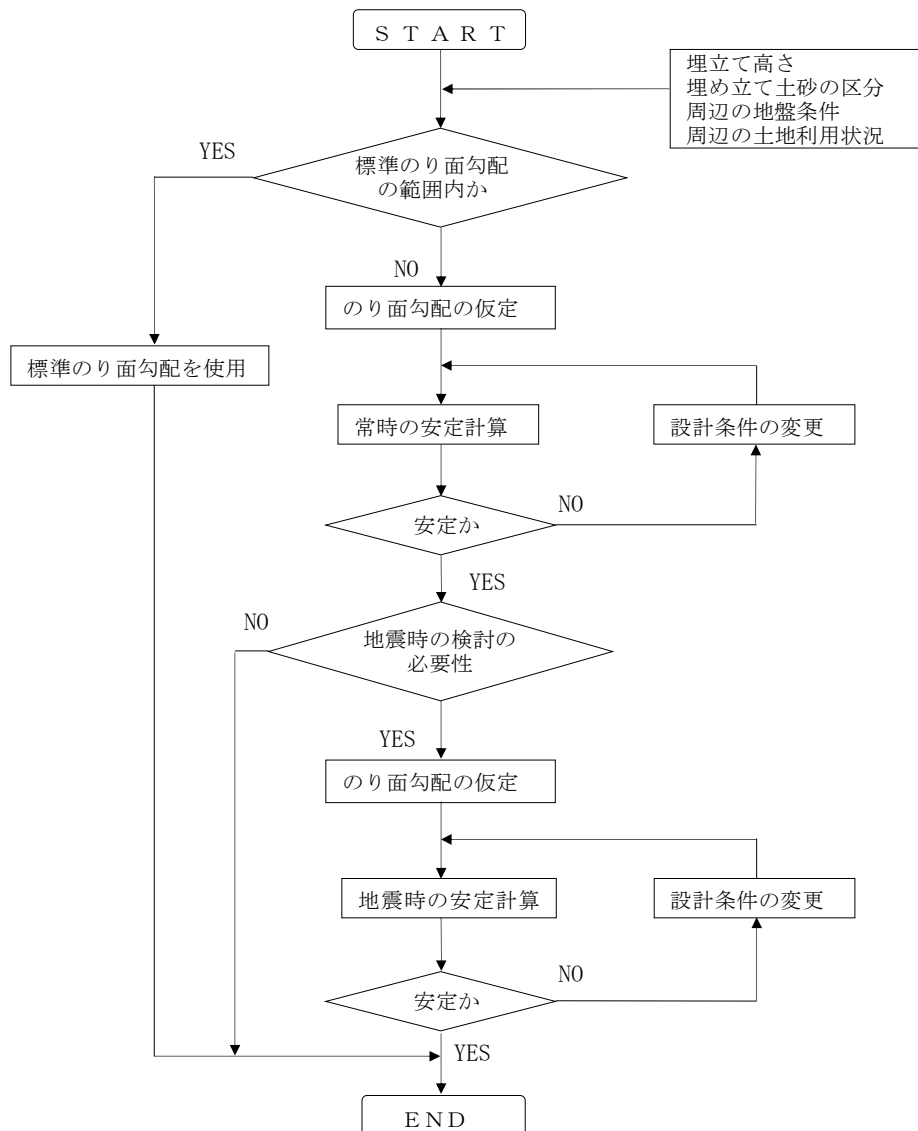
1) 土砂の区分

表1-1 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 別表第一（第四条関係）

第一種建設発生土（砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。）	工作物の埋め戻し材料
	土木構造物の裏込材
	道路盛土材料
	宅地造成用材料
第二種建設発生土（砂質状、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材
	道路盛土材料
	河川築堤材料
	宅地造成用材料
第三種建設発生土（通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材
	道路路体用盛土材料
	河川築堤材料
	宅地造成用材料
第四種建設発生土（粘性土及びこれに準ずるもの（第三種建設発生土を除く。）をいう。）	水面埋立て用材料

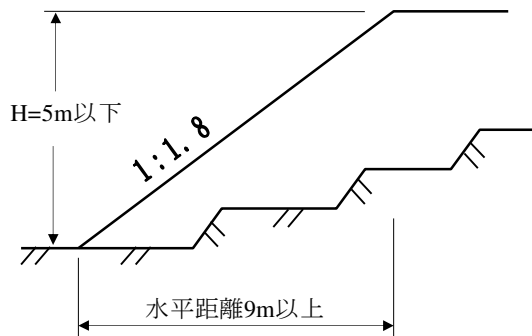
土質の工学的区分は、発生土利用基準（H18.8.10国土交通省通達）表1土質区分基準によるものとする。

2) のり面の安定検討フロー

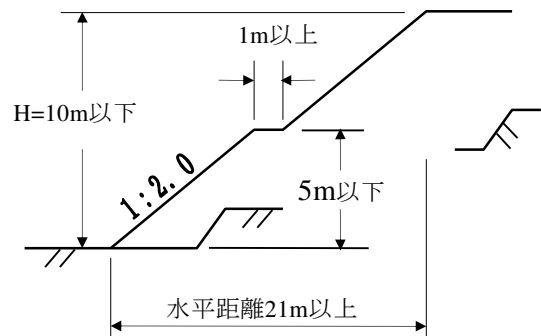


3) 安定計算を行わないのり面

埋立て等の構造は、安定計算を行い高さ及びのり面の勾配を決定する場合を除いて、下図に示す構造に準じるものとする。



埋立て等の高さ 5 m 以下の場合



埋立て等の高さ 5 m を越え 10 m 以下の場合

4) のり面の安定計算

埋立て土砂の安定計算式は、円弧すべり面を仮定した分割法による簡便式（スウェーデン式）によることを標準とするが、すべり面の形状が非円弧となる場合は、現地に応じて適切な安定計算式を用いる。

また、埋立て土砂が崩壊すると隣接物に重大な影響を与える恐れがある場合は、地震時の安定計算を行うこととする。

円弧すべり面法においては過剰な間隙水圧がない埋立ての場合は全応力法を、湧水又は浸透水等のさけられない場合は有効応力法を選択する。

安全率については、常時 1.2 以上、地震時 1.0 以上とする。

① 常時の安定計算

○ 全応力法

$$F_s = \frac{\sum \{ c \cdot \ell + W \cos \alpha \cdot \tan \phi \}}{\sum W \sin \alpha}$$

○ 有効応力法

$$F_s = \frac{\sum \{ c' \cdot \ell + (W \cos \alpha - U \cdot \ell) \tan \phi' \}}{\sum W \sin \alpha}$$

F_s : 安全率

W : 各分割片の重量 (kN/m)

U : 各分割片のすべり面状に働く間隙水圧 (tf/m²)

α : 各分割片のすべり面の中心とすべり面を円弧とする円の中心とを結ぶ直線が鉛直線となす角度 (度)

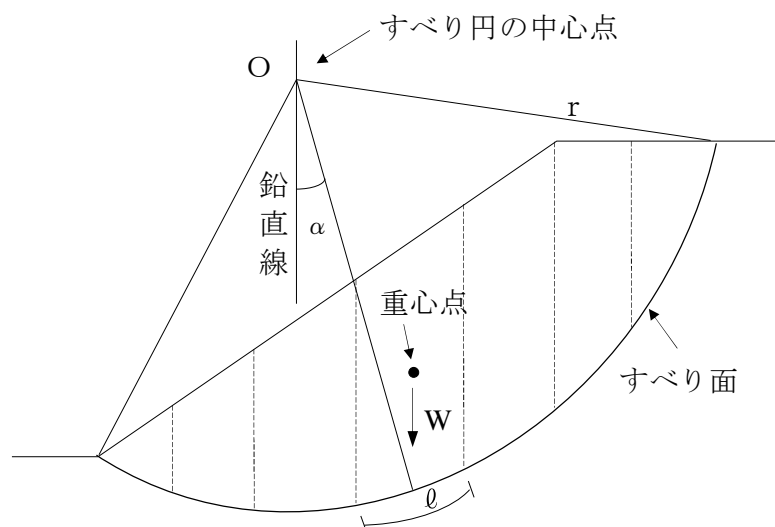
ℓ : 各分割片のすべり面の長さ (m)

ϕ : 盛土の内部摩擦角 (度)

ϕ' : 有効応力に関する盛土の内部摩擦角 (度)

c : 盛土の粘着力 (kN/m²)

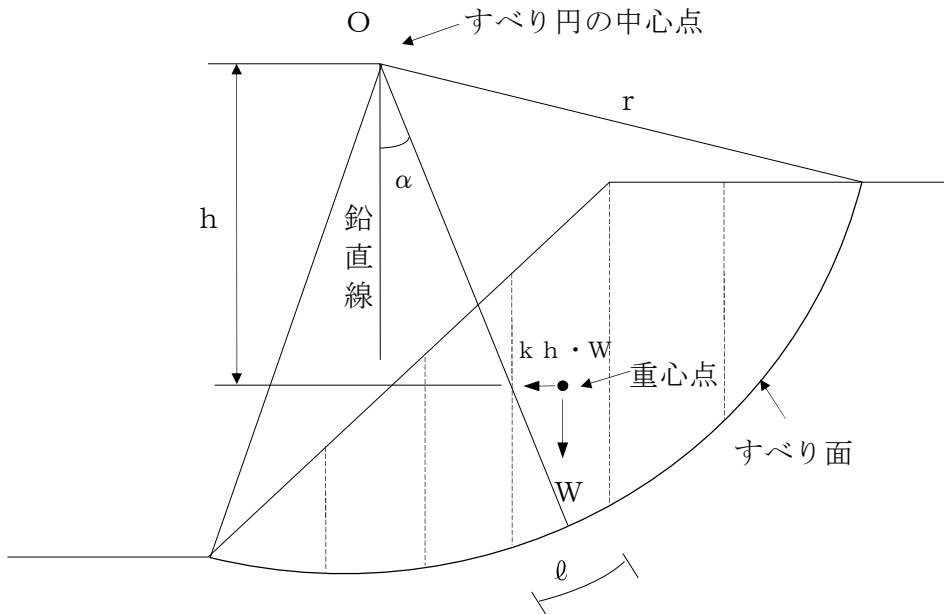
c' : 有効応力に関する盛土の粘着力 (kN/m²)



② 地震時の安定計算

$$F_s = \frac{\sum r [c \cdot \ell + \{W \cos \alpha - kh \cdot W \sin \alpha\} \tan \phi]}{\sum (r \cdot W \sin \alpha + h \cdot kh \cdot W)}$$

- F_s : 安全率
 r : すべり面の半径 (m)
 c : 盛土の粘着力 (kN/m^2)
 ℓ : 各分割片で切られたすべり面の長さ (m)
 W : 各分割片の重量 (kN/m)
 α : 各分割片のすべり面の中心とすべり面を円弧とする円の中心とを結ぶ直線が鉛直線となす角 (度)
 kh : 設計水平震度 (0.15以上)
 h : 各分割片の重心とすべり円の中心との鉛直距離 (m)
 ϕ : 盛土の内部摩擦角 (度)



5) 安定計算の諸元

安定計算に用いる土砂の単位体積重量、粘着力及び内部摩擦角については土質試験を行う場合以外は次表の数値によること。

表 1 - 2

単位体積重量 (kN/m^3)	粘着力 (kN/m^2)	内部摩擦角 (度)
17.6	9.8	25

1-6 擁壁の構造

擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第六条から第十条までの規定に適合すること。

1) 擁壁の構造

擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他練積み造のものとする。

(宅地造成等規制法施行令第6条)

2) 擁壁の安定

擁壁の構造は構造計算によって次のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。

- ① 土圧、水圧及び自重（以下土圧等という）によって擁壁が破壊されないこと。
- ② 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
- ③ 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。
- ④ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

(宅地造成等規制法施行令第7条)

3) 土圧計算に用いる数値

表1-3 宅地造成等規制法施行令第7条別表第二

土質	単位体積重量 (1立方メートルにつき)	土圧係数
砂利又は砂	1.8トン	0.35
砂質土	1.7トン	0.40
シルト、粘土又はそれらを大量に含む砂	1.6トン	0.50

表1-4 宅地造成等規制法施行令第7条別表第三

土質	摩擦係数
岩、岩層、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを大量に含む砂 (擁壁の基礎底面から少なくとも15cm までの深さの土を砂利又は砂に置き換えた 場合に限る)	0.3

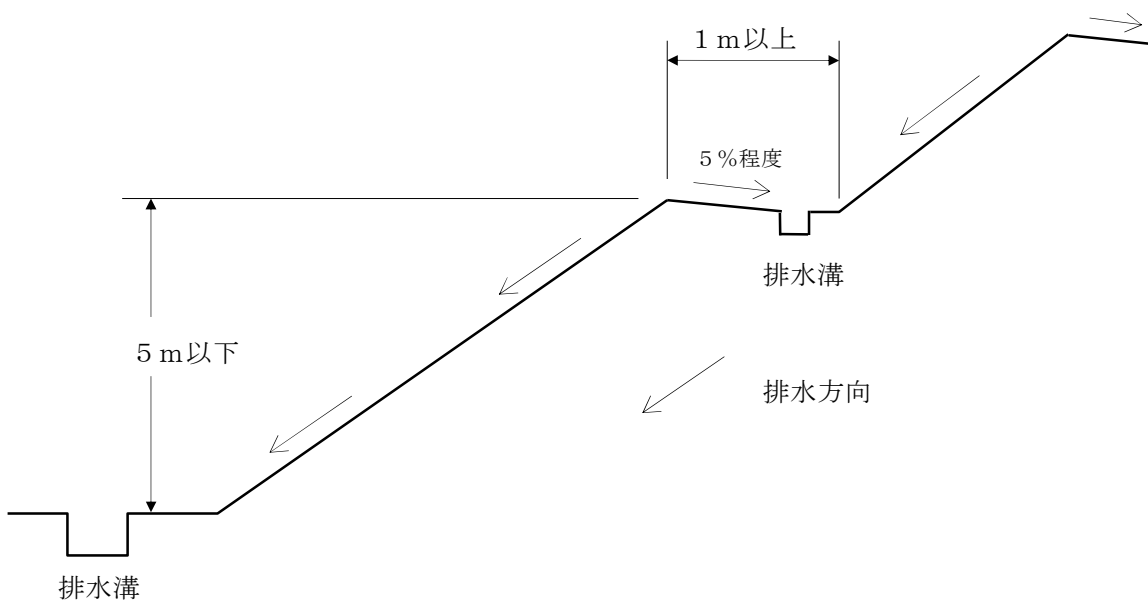
1-7 小段およびのり面の排水溝

土砂の埋立て等の高さが五メートル以上である場合にあっては、土砂の埋立て等の高さが五メートルごとに幅が一メートル以上の小段を設け、当該小段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。

のり面小段には排水溝を設けてのり面を流下する表面水の量を最小限に抑え、集められた水をのり尻に導くため、縦排水溝を設置すること。

また、埋立てのり面以外から表面水が流下する場所には、排水溝を設ける等、のり面以外から表面水が流入しないように処理すること。

小段の例



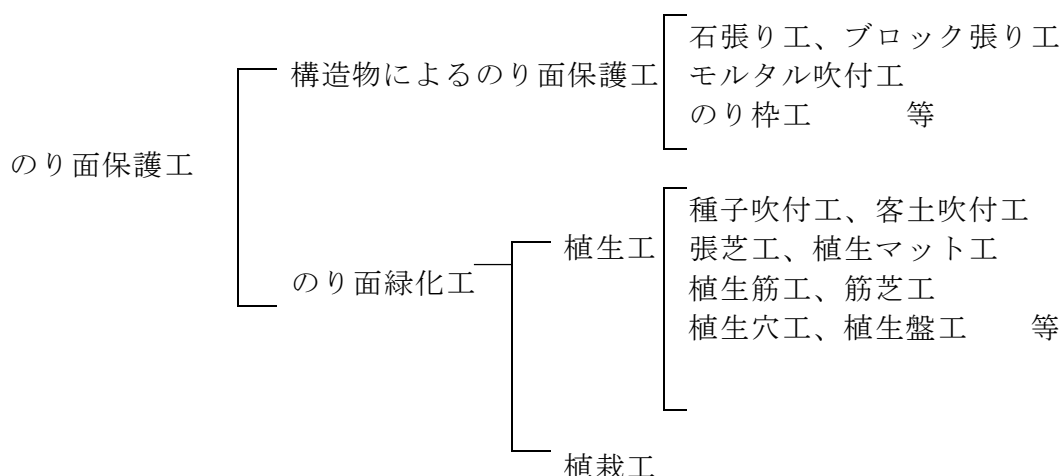
1-8 のり面の保護

のり面は、崩壊しないように、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置が講じられていること。

1) のり面保護工の選定

のり面保護工の種類には、構造物によるのり面保護工及びのり面緑化工がある。

植生可能なのり面では、のり面緑化工を選定し、植生に適さないのり面では構造物によるのり面保護工を選定する。



2) 植生によるのり面保護工

表 1-5 土質による植生工選定の目安

土質・岩質		工種
砂		張芝工、種子吹付工、植生マット工
粘土、粘性土、岩塊又は玉石混じりの粘性土及び粘土	締まっているもの	張芝工、種子吹付工、植生マット工
	締まっているもの	種子吹付工、土のう工、植生穴工
砂質土、礫質土、岩塊又は玉石混じりの砂質土	締まっているもの	張芝工、種子吹付工、植生マット工
	締まっているもの	種子吹付工、土のう工、植生穴工
軟岩		種子吹付工、植生穴工、土のう工

建設省河川砂防技術基準（案）

1-9 排水施設

雨水その他の地表水を排除することができるように、必要な排水施設が設置されていること。

1) 排水施設の構造

排水施設は堅固で耐久力のある構造とすること。

前項の排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。

2) 排水施設の規模

排水施設の規模は、降雨強度、集水面積、地形、地質、土地利用状況等に基づいて算定した雨水等の計画流出量を安全に排除出来るよう決定する。

①雨水流出量

雨水流出量は合理式により算定する。

$$Q = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q : 雨水流出量 (m³/s)

f : 流出係数

r : 設計雨量強度 (mm/h)

A : 集水区域面積 (ha)

○流出係数

流出係数は、次表に示す値のほか、集水区域の状況等に応じ適切な値を用いる。

表 1-6

区 分	流出係数
密集市街地	0.9
一般市街地	0.8
畑、原野	0.6
水田	0.7
山地	0.7

表 1 - 7

区分 地表状態	浸透能大	浸透能中	浸透能小
林地	0.3~0.5	0.5~0.6	0.6~0.7
草地	0.4~0.6	0.6~0.7	0.7~0.8
耕地	0.5~0.7	0.7~0.8	—
裸地	0.8~0.9	0.9~1.0	1.0

林地開発許可基準運用細則表 2

浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、同表の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大としても差し支えない。

○設計雨量強度

設計雨量強度は単位時間内の10年確率で想定される雨量強度とされていること。

表 1 - 8 降雨強度表

(mm/h)

地 域	降雨強度式	単位時間		
		10分	20分	30分
甲府	$\frac{50.303}{t^{3/5} + 0.106}$	112.5	80.7	65.7
韮崎	$7.005 \left(\frac{24}{t} \right)^{0.556}$	110.8	75.4	60.2
黒駒	$9.059 \left(\frac{24}{t} \right)^{0.556}$	143.3	97.5	77.8
市川大門	$8.784 \left(\frac{24}{t} \right)^{0.556}$	138.9	94.5	75.5
身延	$11.198 \left(\frac{24}{t} \right)^{0.556}$	177.1	120.5	96.2
南部	$13.728 \left(\frac{24}{t} \right)^{0.556}$	217.1	147.7	117.9
河口湖	$\frac{60.137}{t^{1/2} + 0.104}$	117.4	88.3	74.1
大月	$11.257 \left(\frac{24}{t} \right)^{0.463}$	112.4	81.5	67.6

山梨県短時間雨量強度曲線 降雨強度式

○単位時間

単位時間は、到達時間を勘案して定めた次表を参考として用いられていること。

表 1 - 9

流域面積	単位時間
50ヘクタール以下	10分
100ヘクタール以下	20分
500ヘクタール以下	30分

林地開発許可基準運用細則表 3

降雨強度表適用地域図



甲府	甲府市の内旧甲府市、山梨市、南アルプス市の内旧櫛形町・旧甲西町・旧白根町・旧八田村・旧若草町、甲斐市の内旧敷島町・旧竜王町、笛吹市春日居町、甲州市、中央市の内旧田富町・旧玉穂町、昭和町
韮崎	韮崎市、北杜市、甲斐市の内旧双葉町
黒駒	甲府市の内旧中道町、笛吹市石和町・一宮町・境川町・御坂町・八代町、中央市の内旧豊富村
市川大門	市川三郷町、富士川町、身延町の内旧下部町
身延	南アルプス市芦安、早川町、身延町の内旧身延町・旧中富町
南部	南部町
河口湖	甲府市古関・梯、富士吉田市、都留市、笛吹市芦川町、上野原市秋山、南都留郡
大月	大月市、上野原市の内旧上野原町、北都留郡

②流下可能量

水路、暗渠等の排水施設の流下可能量の算定は次の式によるものとする。

$$Q' = A \cdot V$$

Q' : 流下可能流量 (m³/s)

A : 流下可能断面積 (m²/s)

V : 平均流速 (m/s)

○平均流速

流速の算定にはマニング式を用いる。

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

R : 径深 (m)

I : 水面勾配 (分数又は小数)

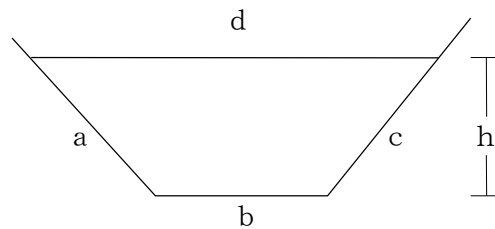
n : 粗度係数

○径深

$$R = A / S$$

A : 流積 (m²)

S : 潤辺 (m)



$$A = \frac{d + b}{2} \times h$$

$$S = a + b + c$$

○粗度係数

表 1 - 1 0

水路の形式	水路の状況	n の範囲	n の標準値
カルバート	現場打ちコンクリート		0.015
	コンクリート管		0.013
	コルゲートメタル管 (1形)		0.024
	〃 (2形)		0.033
	〃 (ベーピングあり)		0.012
	塩化ビニル管		0.010
	コンクリート二次製品		0.013
ライニングした水路	鋼、塗装なし、平滑	0.011~0.014	0.012
	モルタル	0.011~0.015	0.013
	木、かんな仕上げ	0.012~0.018	0.015
	コンクリート、コテ仕上げ	0.011~0.015	0.015
	コンクリート、底面砂利	0.015~0.020	0.017
	石積み、モルタル目地	0.017~0.030	0.025
	空石積み	0.023~0.035	0.032
ライニングなし水路	アスファルト、平滑	0.013	0.013
	土、直線、等断面水路	0.016~0.025	0.022
	土、直線水路、雑草あり	0.022~0.033	0.027
	砂利、直線水路	0.022~0.030	0.025
	岩盤直線水路	0.025~0.040	0.035
自然水路	整形断面水路	0.025~0.033	0.030
	非常に不整生な断面、雑草立木多し	0.075~0.150	0.100

道路土工排水工指針

1-10 湧水又は浸透水を排除するための措置

湧水が存する土地又は沢状の地形の土地その他土砂の埋立て等を行う土地の区域以外の雨水その他の地表水が集中しやすい地形の土地において土砂の埋立て等を行う場合は、湧水又は浸透水を有効に排除できるように、暗渠排水施設の設置その他の必要な措置が講じられていること。

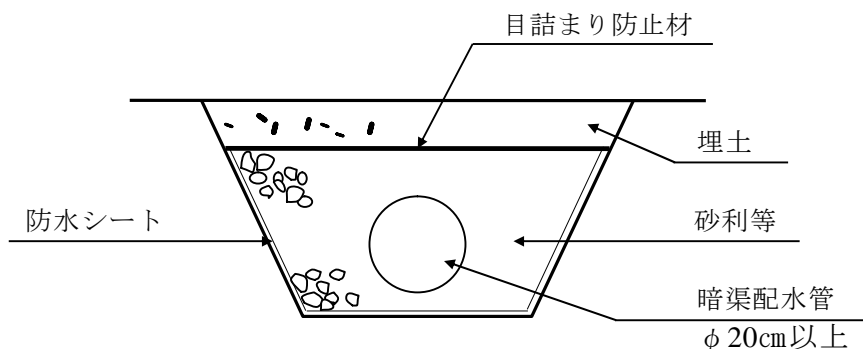
「地表水が集中しやすい地形の土地」とは、地盤の高さが周辺より低い土地、斜面の下方に位置する土地及び谷又は沢状の土地をいう。

暗渠排水施設は地中に浸透した水を速やかに地表の排水溝に導くよう設置する。

暗渠排水施設の構造は暗渠排水管又は砕石構造とし、漏水防止のための防水シート等を敷設する。

暗渠配水管は砂利などによるフィルターを設ける。

参考図



2 別表第2（一時堆積行為の構造上の基準）

2-1 軟弱地盤等における措置

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の地盤が軟弱である場合には、地盤の沈下又は当該区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。

2-2 緩衝地帯

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の隣接地と土砂の埋立て等の用に供する土地の区域との間に、次の表の上欄に掲げる土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める幅の緩衝地帯が設置されていること。

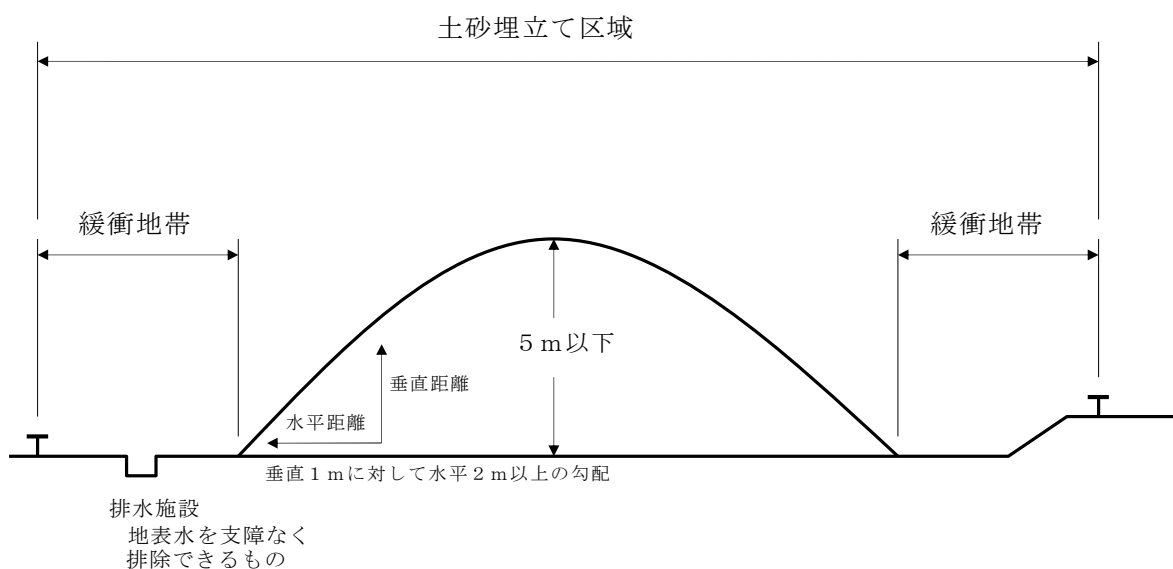
土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の面積	緩衝地帯の幅
五ヘクタール未満	五メートル以上
五ヘクタール以上十五ヘクタール未満	十メートル以上
十五ヘクタール以上二十五ヘクタール未満	十五メートル以上
二十五ヘクタール以上	二十メートル以上

2-3 堆積の構造

土砂の堆積の高さ（のり面の最も低い部分と最も高い部分の垂直距離をいう。）が五メートル以下であること。

土砂の堆積ののり面のこう配は、垂直一メートルに対する水平距離が二メートル以上のこう配であること。

緩衝地帯及び堆積の構造



2-4 排水施設

雨水その他の地表水を排除することができるように、必要な排水施設が設置されていること。

排水施設の構造は1-9 1) の規定に適合すること。

前項の排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。

排水施設の規模は1-9 2) の規定に適合すること。

3 別表第3（土砂の埋立て中に必要な措置）

3-1 保安措置

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の周囲に、囲い（杭その他の設備）が設置されていること。

3-2 排水施設

雨水その他の地表水を排除することができるように、必要な排水施設が設置されていること。

排水施設の構造、規模は 1-9 1)及び1-9 2) の規定に適合すること。

3 沈砂池

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域以外の土地に土砂が流出しないように、必要に応じ、沈砂池その他の土砂の流出を防止するために必要な施設が設置されていること。

1) 沈砂池の構造

沈砂池を設置する場合、その構造は土砂の沈降に必要な長さ・幅・水深を有し、流入した土砂の堆積によっても沈砂能力の低下をきたさないだけの容量を有していなくてはならない。

なお、土砂の埋立てを行っている間における流出土砂量は、1 ha 当たり1年間に300m³を標準とする。（参考：山梨県「林地開発許可制度の手引き」）

参考

採石技術指導基準

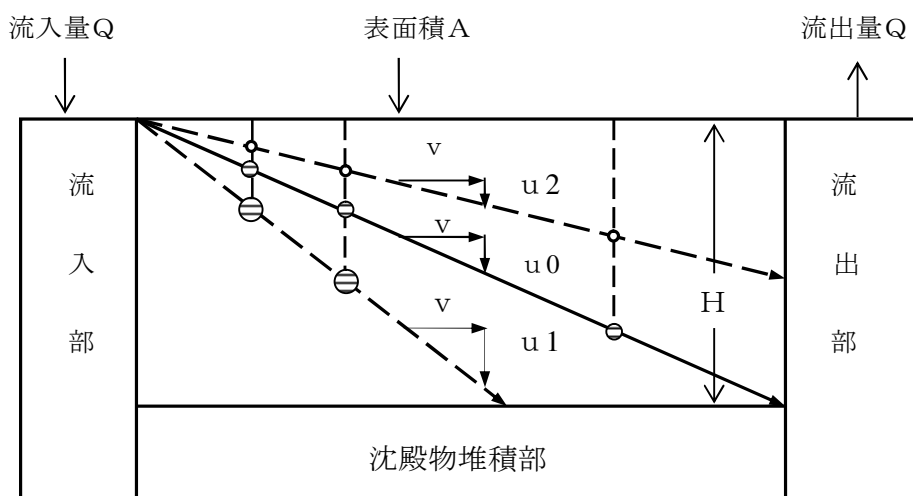
I 災害防止方法 1 排水水 (3)沈殿池及び沈砂池の設計と管理 ①沈殿池②沈砂池

① 沈殿池

(b) 沈殿池の設計

4-6 図のような沈殿池について、粒子の沈降分離効率（除去率）を考えてみる。沈殿池内の水の流れは水平で流速は均一であり、乱れも短絡もないとする。沈殿池内に流入してくる粒子は全横断面で一様に分布され、粒子が沈降して池底に達したものは再懸濁することなく除去されるものとする。

4-6 図 沈殿池の原理



注) 斜線は、同じ大きさの粒子の沈降の軌跡を示している。

汚濁水が沈殿池に流入して、丁度沈殿池内に滞留している時間（滞留時間）で池底に達する粒子の沈殿速度 u_0 を限界沈降速度という。沈降速度が u_0 より大きい粒子はすべて除去されることになる。

4-6 図のような沈殿池において、

A : 沈殿池の表面積 (m²)

H : 沈殿物を沈積させる部分を除いた沈殿池の深さ (有効深さ、m)

Q : 処理水量 (m³/h)

u_0 : 限界沈降速度 (m/h)

T : 滞留時間 (h)

とすれば、次の関係式が成り立つ。

$$u_0 = \frac{H}{T} \quad (\text{m/h}) \quad \dots\dots\dots (22)$$

$$T = \frac{A \times H}{Q} \quad (\text{h}) \quad \dots\dots\dots (23)$$

$$u_0 = \frac{Q}{A} \quad (\text{m/h}) \quad \dots\dots\dots (24)$$

(24)式からわかるように、処理水量Qの沈殿池の表面積Aからその沈殿池で除去できる粒子の限界沈降速度が定まる。また、除去しようとする粒子群のうちの最も小さい沈降速度、即ち、限界沈降速度 u_0 と処理水量Qとがわかれば、所要の沈殿池の表面積が定められることになる。

沈殿池の深さHは、掃流現象等が起ることによって沈殿物が再懸濁するおそれのない水深（1 m程度）を考慮し、これに沈殿物を池底に堆積させるのに必要な深さを加えた深さにすればよい。

沈降した沈殿物は定期的に浚渫して水深を確保する必要がある。水深が 1 / 2 になれば u_0 は一定であるが、滞留時間も 1 / 2 になり分離性に影響することがある為である。

4-13 表 粒子の沈降速度 (水温 : 10°C, 粒子密度 : 2.65mg/mm³)

直径 (mm)	沈降速度 (mm/s)	直径 (mm)	沈降速度 (mm/s)	直径 (mm)	沈降速度 (mm/s)	直径 (mm)	沈降速度 (mm/s)
1.0	100	0.2	21.0	0.04	1.1	0.006	0.025
0.9	92	0.15	15.0	0.03	0.62	0.005	0.017
0.8	83	0.10	7.4	0.02	0.28	0.004	0.011
0.7	72	0.09	5.6	0.015	0.155	0.003	0.0062
0.6	63	0.08	4.8	0.010	0.069	0.002	0.0028
0.5	53	0.07	3.7	0.009	0.056	0.0015	0.00155
0.4	42	0.06	2.5	0.008	0.044	0.0010	0.00069
0.3	32	0.05	1.7	0.007	0.034	0.0001	0.00007

注) 密度 2.65mg/mm³ の粒子は水中の砂を主体とする無機物

② 沈砂池

露天採掘は表土を除去して岩石を採掘するのであるから、降雨の際には自然の状態の山肌から流れ出る汚濁水の場合よりも、その懸濁粒子が粗く、スラリー濃度が高い汚濁水を流出することになる。このような汚濁水中の土砂等を水中から分離沈降させ、静澄化するために沈砂池を設置することが必要である。

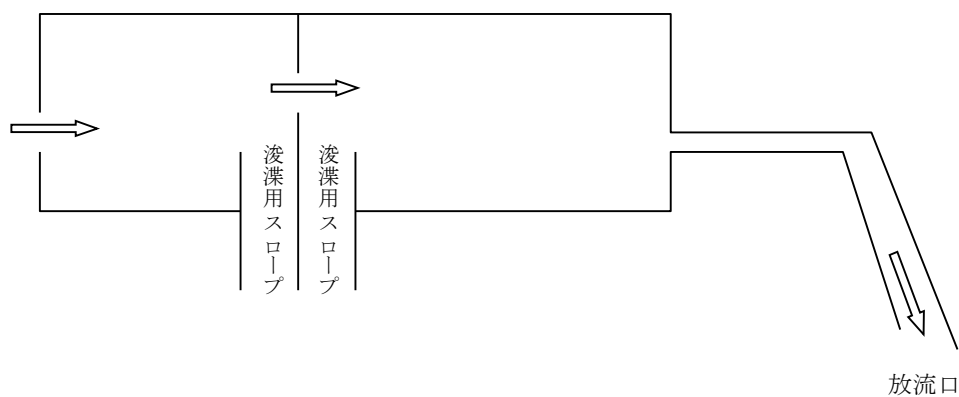
・沈砂池の設計

沈砂池における土砂等と雨水を分離させるために必要な沈砂池の規模の算定に当たっては、前記(b)沈殿池の設計基準に準じて行うものとする。

なお、算出に当たっての処理水量（流出量）については、(1)式の流出量の算定を参照のこと。

すなわち理論的には、滞留時間について余り考えなくても良いが、この場合も沈砂池の流動状態をできるだけ理想的になる様、分離効率を上げるように心がける必要がある。

4-8 図 沈砂池の参考図



発生土利用基準（H18.8.10国土交通省通達）

表－1 土質区分基準

区分 (国土交通省令) ^{※1}	細区分 ^{※2)※3)※4)}	コーン 指数 q _c ^{※5)} (kN/m ²)	土質材料の工学的分類 ^{※6)※7)}		備考 ^{※6)}	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) W _n (%)	掘削 方法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準 ずるもの)	第1種	—	礫質土	礫 {G}、砂礫 {GS}	—	※排水に考 慮するが、降 水、浸出地下 水等により 含水比が増 加すると予 想される場 合は、1ラン ク下の区分 とする。
	第1種改良土 ^{※8)}		砂質土	砂 {S}、礫質砂 {SG}	—	
			人工材料	改良土 {I}	—	
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこ れらに準ずるもの)	第2 a 種	800	礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	—	※水中掘削 等による場 合は、2ラン ク下の区分 とする。
	第2 b 種	以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
	第2種改良土		人工材料	改良土 {I}	—	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保 される粘性土及びこれ に準ずるもの)	第3 a 種	400 以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	※水中掘削 等による場 合は、2ラン ク下の区分 とする。
	第3 b 種		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40%程度以下	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
	第3種改良土		人工材料	改良土 {I}	—	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準 ずるもの(第3種建設発 生土を除く))	第4 a 種	200 以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	※水中掘削 等による場 合は、2ラン ク下の区分 とする。
	第4 b 種		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40～80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
			有機質土	有機質土 {O}	40～80%程度	
	第4種改良土		人工材料	改良土 {I}	—	
泥土 ^{※1)※9)}	泥土 a	200 未満	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	※水中掘削 等による場 合は、2ラン ク下の区分 とする。
	泥土 b		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
			有機質土	有機質土 {O}	80%程度以上	
泥土 c	高有機質土	高有機質土 {Pt}	—			

※1) 国土交通省令（建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60）においては区分として第1種～第4種建設発生土が規定されている。

※2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。

※3) 表中の第1種～第4種改良土は、土（泥土を含む）にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN/m²以上の性状に改良したものである。

※4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。

※5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数（表－2参照）。

※6) 計画段階（掘削前）において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系（（社）地盤工学会）と備考欄の含水比（地山）、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。

※7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。

※8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。

※9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43厚生省通知）

・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。（建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環廃産276環境省通知）

・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第50号、国官総第137号、国官計第41号、平成18年6月12日）を適用するものとする。

表-2

土質区分判定のための調査試験方法

判定指標 ^{※1)}	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数 ^{※2)}	締め固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

※1) 改良土の場合は、コーン指数のみを指定する。

※2) 1層ごとの突固め回数は、25回とする。(参考表参照)

参考表

コーン指数 (qc) の測定方法

※「締め固めた土のコーン指数試験方法(JIS A 1228)」(地盤工学会編「土質試験の方法と解説 第一回改訂版」pp266-288)をもとに作成

供試体の作成	試料	4.75mmふるいを通過したもの。 ただし、改良土の場合は9.5mmふるいを通過させたものとする。
	モールド	内径100±0.4mm 高さ1,000±12㎤
	ランマー	質量2.5±0.01kg
	突固め	3層に分けて突固める。各層毎に30cmの高さから25回突固める。
測定	コーンペネトレーター	底面の断面積3.24㎤ ² 、先端角度30度のもの。
	貫入速度	1 cm / s
	方法	モールドを付けたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上端部から5cm、7.5cm、10cm貫入した時の貫入抵抗力を求める。
計算	貫入抵抗力	貫入量5cm、7.5cm、10cmに対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入抵抗力を求める
	コーン指数 (qc)	平均貫入抵抗力をコーン先端の断面積3.24㎤ ² で除する。

注) ただし、ランマーによる突固めが困難な場合は、泥土と判断する。

○ 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例

平成19年7月9日
山梨県条例第33号

(目的)

第一条 この条例は、土砂の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂の崩壊等の防止を図り、もって県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 土砂 土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。
- 二 土砂の埋立て等 土砂による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積（製品の製造又は加工のための原材料である土砂のたい積を除く。）をいう。
- 三 土砂の崩壊等 土砂の崩壊、飛散、流出その他の災害をいう。

(土砂の埋立て等を行う者の責務)

第三条 土砂の埋立て等を行う者は、当該土砂の埋立て等に用いた土砂の崩壊等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(土地の所有者等の責務)

第四条 土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、当該土地において土砂の埋立て等が行われることにより、土砂の崩壊等が生じないよう適正な管理に努めなければならない。

(県の責務)

第五条 県は、土砂の埋立て等による土砂の崩壊等を防止するため、必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

- 2 県は、土砂の埋立て等による土砂の崩壊等を防止するため、市町村と連携して、土砂の埋立て等を監視する体制の整備に努めるものとする。

(土砂の埋立て等の許可)

第六条 土砂の埋立て等を行おうとする者は、土砂の埋立て等の用に供する土地の区域（土砂の埋立て等が一団の土地の区域において行われる場合は、当該一団の土地の区域をいう。以下同じ。）ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂の埋立て等については、この限りでない。

- 一 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の面積が三千平方メートル未満の土砂の埋立て等
- 二 土地の造成その他事業の区域において行う土砂の埋立て等であって当該事業

の区域において採取された土砂のみによるもの

- 三 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）又は砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）の認可に係る土地の区域において採取された土砂のみによる土砂の埋立て等
- 四 公益性が高いと認められる事業の施行に係る土砂の埋立て等のうち土砂の崩壊等の発生のおそれがないものとして規則で定めるもの
- 五 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂の埋立て等であって、規則で定めるところにより、知事に届け出たもの
- 六 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の埋立て等
- 七 その他規則で定める土砂の埋立て等

（許可の申請）

第七条 前条の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、次条の同意を得たことを証する書面その他規則で定める図書を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の位置及び面積
 - 三 土砂の埋立て等の目的
 - 四 土砂の埋立て等を行う期間
 - 五 土砂の埋立て等の完了時の土砂の数量及び土地の形状
 - 六 排水施設その他の土砂の崩壊等を防止するための施設の設置計画
 - 七 土砂の埋立て等を行っている間における土砂の崩壊等の発生を防止するための措置
 - 八 土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画
 - 九 その他規則で定める事項
- 2 前条の許可を受けようとする土砂の埋立て等が他の土地の区域への搬出を目的として土砂の埋立て等を行うもの（第十四条第一項において「一時たい積行為」という。）である場合には、当該許可を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書に、次条の同意を得たことを証する書面その他規則で定める図書を添付して知事に提出しなければならない。
- 一 前項第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項
 - 二 最大たい積時の土砂の数量及び土地の形状
 - 三 土砂の埋立て等に使用される土砂の搬入及び搬出の年間の予定数量
 - 四 その他規則で定める事項

（土砂の埋立て等の用に供する土地の所有者等の同意）

第八条 第六条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該申請に係る土砂の埋立て等の用に供する土地の所有者等に対し、当該申請が前条第一項の規定によるものである場合にあっては同項各号に掲げる事

項を、同条第二項の規定によるものである場合にあっては同項各号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

(許可の基準等)

第九条 知事は、第六条の許可の申請が第七条第一項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第六条の許可をしてはならない。

一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障により土砂の埋立て等を適切に行うことができない者として規則で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ この条例の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しない者

ニ 第十九条第一項（第三号及び第七号を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る山梨県行政手続条例（平成七年山梨県条例第四十六号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）又は規則で定める使用人であった者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）

ホ 土砂の埋立て等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号）第二条第三号に規定する暴力団員等（又において単に「暴力団員等」という。）

ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（その法定代理人が法人である場合においては、その役員も含む。第2条第1号において同じ。）がイからへまでのいずれかに該当するもの

チ 法人である場合においては、その役員又は規則で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

リ 個人である場合においては、規則で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヌ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

四 土砂の埋立て等の完了時の土砂のたい積の構造が、土砂の崩壊等のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

五 土砂の埋立て等が行われている間において、土砂の崩壊等を防止するために規則で定める必要な措置が講じられること。

2 知事は、第六条の許可の申請が第七条第二項の規定によるものである場合にあ

っては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第六条の許可をしてはならない。

- 一 前項第一号から第三号まで及び第五号に適合するものであること。
- 二 最大たい積時の土砂のたい積の構造が、土砂の崩壊等のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

3 知事は、第六条の許可を行う場合は、当該許可に係る土砂の埋立て等の用に供する土地の区域を管轄する市町村長の意見を聴くものとする。

(変更の許可)

第十条 第六条の許可（この項の許可を含む。）を受けた者は、第七条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、次項において準用する第八条の同意を得たことを証する書面その他規則で定める図書を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容及びその理由
- 三 その他規則で定める事項

3 前二条の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第六条の許可を受けた者は、第一項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

5 第一項の許可又は前項に規定する届出の場合における第十二条から第十八条第一項まで及び第十九条の規定の適用については、第一項の許可又は前項に規定する届出に係る変更後の内容を第六条の許可の内容とみなす。

(許可の条件)

第十一条 知事は、第六条及び前条第一項の許可には、土砂の崩壊等の防止のために必要な限度において、条件を付することができる。

(標識の掲示)

第十二条 第六条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂の埋立て等の用に供する土地の区域内の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る土砂の埋立て等を行っている期間中、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(土砂の搬入の届出)

第十三条 第六条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂の埋立て等の用に供する土地の区域に土砂を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂の採取場所ごとに、当該土砂が当該採取場所から採取された土砂であることを証するために必要な書面を添付して知事に届け出なければならない。

(土砂管理台帳の作成等)

第十四条 第六条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂の埋立て等を使用した土砂について、次に掲げる事項を記載した土砂管理台帳を作成しなければならない。

- 一 当該許可に係る土砂の埋立て等の用に供する土地の区域に搬入された土砂の採取場所ごとの一日当たりの量
- 二 当該許可（一時たい積行為に係るものに限る。）に係る土砂の埋立て等の用に供する土地の区域から搬出された土砂の一日当たりの量
- 三 その他規則で定める事項

2 第六条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の規定による土砂管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る土砂の埋立て等を使用した土砂の量等を知事に報告しなければならない。

(完了等の届出)

第十五条 第六条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、これらの日から起算して二十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る土砂の埋立て等が第六条の許可の内容及び第十一条の条件に適合しているかどうかの確認を行うものとする。
- 3 知事は、前項の規定による確認を行った場合において、土砂の崩壊等の防止のため必要があると認めるときは、第一項の規定による届出をした者に対し、期限を定めて、土砂の崩壊等の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(地位の承継)

第十六条 第六条の許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る土砂の埋立て等の事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により第六条の許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、その事実を証する書面を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。

(譲渡)

第十七条 第六条の許可を受けた者から当該許可に係る土砂の埋立て等の事業の全

部を譲り受けようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、次項において準用する第八条の同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 三 その他規則で定める事項
- 3 第八条及び第九条（第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の許可について準用する。
- 4 第一項の許可を受けて土砂の埋立て等の事業の全部を譲り受けた者は、当該土砂の埋立て等に係る第六条の許可を受けた者の地位を承継する。

（措置命令）

- 第十八条** 知事は、土砂の崩壊等を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第六条の許可を受けた者（第十条第一項の許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。）に対し、当該土砂の埋立て等の停止を命じ、又は期限を定めて当該土砂の埋立て等に伴う土砂の崩壊等の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 2 知事は、第六条又は第十条第一項の許可を受けずに土砂の埋立て等を行った者に対し、当該土砂の埋立て等の停止を命じ、又は期限を定めて当該土砂の埋立て等に伴う土砂の崩壊等の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（許可の取消し等）

- 第十九条** 知事は、第六条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。
- 一 第九条第一項第一号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき。
 - 二 偽りその他の不正な手段により第六条、第十条第一項又は第十七条第一項の許可を受けたとき。
 - 三 第六条の許可に係る土砂の埋立て等を引き続き一年以上行っていないとき。
 - 四 第十条第一項の規定に違反して変更したとき。
 - 五 第十一条に規定する許可の条件に違反したとき。
 - 六 第十五条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。
 - 七 第十六条第一項の規定により第六条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第九条第一項第一号イからヌまでのいずれかに該当するとき。
- 2 知事は、前項の規定により許可を取り消した場合において、当該許可の取消しに係る土砂の埋立て等について土砂の崩壊等を防止するための措置を講じる必要があると認めるときは、前項の規定による許可の取消しを受けた者に対し、期限

を定めて、土砂の崩壊等の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(報告の徴収)

第二十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂の埋立て等を行った者に対し、当該土砂の埋立て等に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第二十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土砂の埋立て等を行った者の事務所、土砂の埋立て等の用に供する土地の区域その他その業務を行う場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な限度において土砂を無償で収去させることができる。

- 2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察本部長への情報提供依頼)

第二十二条 知事は、申請者又は第六条の許可を受けた者（これらの者が次に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める者を含む。次条において同じ。）が第九条第一項第一号へ又は又の規定に該当するか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

- 一 第九条第一項第一号トの未成年者である場合 その法定代理人
- 二 法人である場合 その役員又は規則で定める使用人
- 三 個人である場合 規則で定める使用人

(知事への情報提供)

第二十三条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により申請者又は第六条の許可を受けた者が第九条第一項第一号へ又は又の規定に該当すると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(市町村の条例との関係)

第二十四条 市町村が土砂の埋立て等による土砂の崩壊等を防止するために制定する条例の内容が、この条例の目的に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認め、規則で定めるところにより公示したときは、この条例は、当該市町村の区域においては、適用しない。

- 2 前項の規定により、この条例の規定が適用されなくなった市町村の区域におい

て現に第六条、第十条第一項又は第十七条第一項の規定により許可を受けて行われている土砂の埋立て等については、前項の規定にかかわらず、この条例の規定の適用を受けるものとする。

(委任)

第二十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条、第十条第一項又は第十七条第一項の規定に違反して許可を受けずに土砂の埋立て等を行った者
- 二 第十八条第一項及び第二項の規定による命令に違反した者

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条第三項の規定による命令に違反した者
- 二 第十九条第二項の規定による命令に違反した者

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条の規定に違反して、標識を掲げない者
- 二 第十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第十四条第一項の規定に違反して、土砂管理台帳を作成せず、又は同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- 四 第十四条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第二十条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 六 第二十一条第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十九条 第十五条第一項又は第十六条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に土砂の埋立て等を行っている者は、この条例の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、第六条の規定にかかわらず、引き続き当該土砂の埋立て等を行うことができる。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第四条の規定による改正後の山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第九条第一項の規定は、施行日以降に行われる土砂の埋立て等の許可、土砂の埋立て等の変更の許可及び土砂の埋立て等の事業の全部の譲渡に係る許可の申請について適用し、同日前に行われたこれらの許可の申請については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前になされたこの条例による改正前の第十九条第一項の規定による許可の取消しの効力については、なお従前の例による。

○ 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成19年7月9日
山梨県規則第35号

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例（平成十九年山梨県条例第三十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公益事業)

第二条 条例第六条第四号の規則で定める土砂の埋立て等は、次に掲げる事業の施行に係るものとする。

- 一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設に関する事業
- 二 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の用に供する施設に関する事業
- 三 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）による土地改良事業又はこれと一体的に行われる農村生活環境整備等に関する事業
- 四 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般自動車道又は専用自動車道（同法にいう一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）にいう一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）に関する事業
- 五 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）による保安施設事業
- 六 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路に関する事業（道路管理者が行うものに限る。）
- 七 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業
- 八 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園に関する事業（公園管理者が行うものに限る。）
- 九 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）による公園事業又は山梨県立自然公園条例（昭和三十二年山梨県条例第七十四号）による公園事業（国又は地方公共団体が行うものに限る。）
- 十 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）による水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設に関する事業
- 十一 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）による地すべり防止施設に関する事業（主務大臣又は知事が行うものに限る。）
- 十二 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の用に供する施設に関する事業（公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者が行うものに限る。）
- 十三 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）（同法が準用される場合を含む。）による河川管理施設に関する事業（河川管理者が行うものに限る。）
- 十四 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）による都市計画事業

- 十五 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業
- 十六 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）による急傾斜地崩壊防止施設に関する事業（国又は地方公共団体が行うものに限る。）
- 十七 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応じるものの用に供する施設に関する事業
- 十八 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業
- 十九 地方公共団体又は農業若しくは林業を営む者が組織する団体が行う農業構造又は林業構造の改善に関し必要な事業（農道、林道、用水路、排水路、かんがい用又は災害防止用のため池、農業集落排水施設その他の施設に関する事業に限る。）
- 二十 前各号に掲げるもののほか、土砂の崩壊等の発生のおそれがないものとして知事が認める事業

（法令の許可等）

第三条 条例第六条第五号の法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為（以下「法令の許可等」という。）で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）の認可
- 二 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条の認可
- 三 道路法第三十二条第一項若しくは第九十一条第一項の許可、同法第二十四条に規定する道路に関する工事の承認又は同法第三十五条の同意
- 四 都市公園法第五条第一項若しくは第六条第一項（同法第三十三条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の許可又は同法第九条の規定による協議の成立
- 五 地すべり等防止法第十一条第一項の承認、同法第十八条第一項の許可又は同法第十一条第二項若しくは第二十条第二項の規定による協議
- 六 下水道法第十六条（同法第二十五条の十及び第三十一条において準用する場合を含む。）の承認
- 七 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第九条第一項の許可
- 八 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項の許可又は同法第十一条の規定による協議の成立
- 九 河川法第二十条の承認、同法第二十四条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項若しくは第五十八条の六第一項の許可又は同法第九十五条の規定による協議の成立
- 十 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条の認可
- 十一 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十三条第一項又は第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項におい

て準用する場合を含む。)の許可

十二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第七条第一項の許可

十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項若しくは第十五条第一項の許可(最終処分場に係る許可(廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第九十五号)附則第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けたものとみなされる場合を含む。)に限る。)又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の三第一項の規定による届出(最終処分場に係る届出に限る。)

十四 鉄道事業法第八条第一項又は第十二条第一項の認可(前条第十八号に該当するものを除く。)

十五 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例(昭和四十八年山梨県条例第六号)第九条第一項に規定する設計の確認

十六 山梨県砂防指定地管理条例(平成十五年山梨県条例第七号)第二条の許可
2 条例第六条第五号の規定による届出は、土砂の埋立て等届出書(第一号様式)により行うものとする。

(許可を要しない土砂の埋立て等)

第四条 条例第六条第七号の規則で定める土砂の埋立て等は、次に掲げるものとする。

- 一 運動場の砂利敷その他の通常の管理行為として行う土砂の埋立て等
- 二 土砂の埋立て等の高さ(土砂の埋立て等を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂の埋立て等によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離をいう。以下同じ。)が一メートル以下の土砂の埋立て等

(許可申請書)

第五条 条例第七条第一項の申請書は、土砂の埋立て等許可申請書(第二号様式)のとおりとする。

2 条例第七条第二項の申請書は、土砂の埋立て等(一時堆積行為)許可申請書(第三号様式)のとおりとする。

(許可申請書の添付図書)

第六条 条例第七条第一項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- 一 申請者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)
- 二 申請者が条例第九条第一項第一号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 三 申請者が条例第九条第一項第一号トに規定する未成年者である場合においては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合においては、代理権を証明する書面、登記事項証明書並びに役員の氏名及び住所を記載した書類)

四 申請者が法人である場合においては、その役員の氏名及び住所を記載した書類

五 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類

六 申請者に第九条に規定する使用人がある場合においては、その者の氏名及び住所を記載した書類

七 土砂の埋立て等の用に供する土地の登記事項証明書

八 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域について当該土砂の埋立て等の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類

九 土砂の埋立て等の実施に関して必要な法令の許可等の処分の状況に関する書類

十 土砂の埋立て等の工程表

十一 土砂の埋立て等の完了時の土砂の数量を計算した書類

十二 土砂の埋立て等の構造について安定計算を行った場合においては、安定計算書

十三 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合には、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

十四 排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びに算定の根拠を記載した書類

十五 沈砂池を設置する場合には、その容量を算定した書類

十六 土砂の埋立て等の用に供する区域の位置図及び付近の見取図

十七 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の求積平面図

十八 土砂の埋立て等の完了時の平面図及び断面図

十九 擁壁を設置する場合には、その断面図及び背面図

二十 排水施設の平面図及び断面図

二十一 その他知事が必要と認める書類及び図面

2 条例第七条第二項の規則で定める図書は、前項第一号から第十号まで、第十四号から第十七号まで及び第二十号に掲げる書類のほか、次に掲げるものとする。

一 最大堆積時の土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の平面図及び断面図

二 その他知事が必要と認める書類及び図面

(許可申請書に記載する事項)

第七条 条例第七条第一項第九号及び同条第二項第四号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 土砂の埋立て等の用に供する土地の登記簿の地目及び現況による地目

二 土砂の埋立て等に使用される土砂の性状

三 廃棄物の土砂への混入を防止するために講ずる措置その他土砂の埋立て等に適した土砂の使用のために講ずる措置

四 現場管理者の氏名

五 申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

六 土砂の埋立て等が法令の許可等を受けることを必要とする場合においては、当該法令の許可等の状況

七 その他知事が必要と認める事項

（土地所有者等の同意）

第八条 条例第八条（条例第十条第三項及び第十七条第三項において準用する場合を含む。）の同意は、土地使用同意書（第四号様式）により得るものとする。

（心身の故障により土砂の埋立て等を適切に行うことができない者）

第八条の二 条例第九条第一項第一号イの規則で定めるものは、精神の機能の障害により、土砂の埋立て等を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（使用人）

第九条 条例第九条第一項第一号ニ、チ及びリ並びに第二十二條第二号及び第三号の規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（一般的基準）

第十条 条例第九条第一項第三号の規則で定める土砂の埋立て等に係る一般的基準は、次に掲げるものとする。

一 条例第六条の許可の申請に係る土砂の埋立て等が確実に実施される見込みがあること。

二 条例第六条の許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る土砂の埋立て等に着手するものであること。

（構造上の基準等）

第十一条 条例第九条第一項第四号の規則で定める構造上の基準は、別表第一に掲げるとおりとする。

2 条例第九条第二項第二号の規則で定める構造上の基準は、別表第二に掲げるとおりとする。

3 条例第九条第一項第五号の規則で定める必要な措置は、別表第三に掲げるとおりとする。

4 前各項の基準に用いる計算の方法、数値その他の必要な事項については、知事が別に定める。

(変更の許可の申請等)

第十二条 条例第十条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項に係るものとする。

- 一 条例第七条第一項第一号に掲げる事項
- 二 条例第七条第一項第四号に掲げる事項（土砂の埋立て等を行う期間の延長に係る変更を除く。）
- 三 条例第七条第一項第五号に規定する土砂の数量
- 四 条例第七条第二項第二号に規定する土砂の数量
- 五 第七条第四号に規定する現場管理者
- 六 第七条第五号に規定する法定代理人
- 七 前各号に掲げるもののほか、土砂の崩壊等のおそれがないと知事が認める事項

2 条例第十条第二項の申請書は、土砂の埋立て等変更許可申請書（第五号様式）のとおりとする。

3 条例第十条第二項の規則で定める図書は、第六条第一項各号又は第二項各号に掲げる図書のうち当該変更に係るものとする。

4 条例第十条第二項第三号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の位置
- 三 その他知事が必要と認める事項

5 条例第十条第四項の規定による届出は、土砂の埋立て等変更届出書（第六号様式）により行うものとする。

6 土砂の埋立て等変更届出書には、第六条第一項各号又は第二項各号に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添付するものとする。

(標識に記載する事項等)

第十三条 条例第十二条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 条例第六条の許可を受けた者の住所（法人にあっては、事務所の所在地）及び連絡先
- 二 許可年月日及び許可番号
- 三 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の位置及び面積
- 四 土砂の埋立て等を行う期間
- 五 土砂の埋立て等に使用する土砂の性状
- 六 現場管理者の氏名
- 七 その他知事が必要と認める事項

2 条例第十二条の標識は、第七号様式によるものとする。

(土砂の搬入の届出)

第十四条 条例第十三条の規定による届出は、搬入しようとする土砂の量が五千立方メートルまでごとに、土砂搬入届出書（第八号様式）により行うものとする。

- 2 土砂搬入届出書には、土地所有者、土砂の発生を伴う事業を行った者その他の権原に基づき当該土砂の採取を行った者が発行する土砂発生元証明書（第九号様式）を添付するものとする。

(土砂管理台帳等)

第十五条 条例第十四条第一項の土砂管理台帳は、土砂の埋立て等が条例第七条第二項の一時たい積行為以外である場合にあっては第十号様式によるものとし、土砂の埋立て等が条例第七条第二項の一時たい積行為である場合にあっては第十一号様式によるものとする。

- 2 条例第十四条第一項第三号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 許可事業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
 - 二 許可年月日及び許可番号
 - 三 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の位置及び面積
 - 四 土砂の埋立て等を行う期間
 - 五 土砂の埋立て等に使用した土砂の採取場所及び当該採取場所の事業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
 - 六 土砂の埋立て等に使用した土砂の性状
- 3 条例第十四条第二項の規定による報告は、六月ごとに、当該各期間の経過後二十日以内に、土砂の埋立て等状況報告書（第十二号様式）により行うものとする。

(完了等の届出)

第十六条 条例第十五条第一項の規定による届出は、土砂の埋立て等完了（廃止）届出書（第十三号様式）により行うものとする。

(地位の承継の届出)

第十七条 条例第十六条第二項の規定による届出は、土砂の埋立て等承継届出書（第十四号様式）により行うものとする。

(譲受けの許可の申請)

第十八条 条例第十七条第二項の申請書は、土砂の埋立て等譲受け申請書（第十五号様式）のとおりとする。

- 2 条例第十七条第二項の規則で定める書類は、第六条第一項第一号から第六号までに掲げる書類のほか、次に掲げるものとする。
 - 一 譲受けの事実を証する書類
 - 二 土砂の埋立て等の譲受けに伴い、法令の許可等を受けることを必要とする場合においては、当該法令の許可等の状況に関する書類
 - 三 その他知事が必要と認める書類

3 条例第十七条第二項第三号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の位置及び面積
- 三 譲受けの理由
- 四 その他知事が必要と認める事項

(身分証明書)

第十九条 条例第二十一条第二項の身分を示す証明書は、第十六号様式のとおりとする。

(条例の適用除外の公示)

第二十条 条例第二十四条第一項の規定による公示は、次に掲げる事項を県公報に登載して行うものとする。

- 一 条例の適用を除外する市町村の名称
- 二 条例の適用を除外する年月日

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

(施行期日)

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

別表第一（第十一条関係）

- 一 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の地盤が軟弱である場合には、地盤の沈下又は当該区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
- 二 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように地滑り防止杭又はグラウンドアンカーその他の土留の設置、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 三 著しく傾斜している土地において土砂の埋立て等を行う場合においては、土砂の埋立て等を行う前の地盤と土砂の埋立て等に使用された土砂とが接する面が滑り面とならないように段切り等の措置が講じられていること。
- 四 土砂の埋立て等の完了後の地盤に雨水その他の地表水の浸透による緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- 五 土砂の埋立て等の高さ及びのり面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）のこう配は、次の表の土砂の区分の欄に掲げる土砂の区分に応じ、それぞれ同表の土砂の埋立て等の高さの欄及びのり面のこう配の欄に定めるものであること。

土砂の区分	土砂の埋立て等の高さ		のり面のこう配
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第十九号）別表第一に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第三種建設発生土並びにこれらに準ずるもの	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保されるこう配
	その他	十メートル以下	垂直一メートルに対する水平距離が二メートル（埋立て等の高さが五メートル以下の場合にあっては、一・八メートル）以上のこう配
その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保されるこう配

六 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第六条から第十条までの規定に適合すること。

七 土砂の埋立て等の高さが五メートル以上である場合にあっては、土砂の埋立て等の高さが五メートルごとに幅が一メートル以上の小段を設け、当該小段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。

八 のり面は、崩壊しないように、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置が講じられていること。

九 雨水その他の地表水を排除することができるように、必要な排水施設が設置されていること。

十 前項の排水施設は、その管渠のこう配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。

十一 湧水が存する土地又は沢状の地形の土地その他土砂の埋立て等を行う土地の区域以外の雨水その他の地表水が集中しやすい地形の土地において土砂の埋立て等を行う場合は、湧水又は浸透水を有効に排除できるように、暗渠排水施設の設置その他の必要な措置が講じられていること。

別表第二（第十一条関係）

一 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の地盤が軟弱である場合には、地盤の沈下又は当該区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。

二 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の隣接地と土砂の埋立て等の用に供する土地の区域との間に、次の表の上欄に掲げる土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める幅の緩衝地帯が設置されていること。

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の面積	緩衝地帯の幅
五ヘクタール未満	五メートル以上
五ヘクタール以上十五ヘクタール未満	十メートル以上
十五ヘクタール以上二十五ヘクタール未満	十五メートル以上
二十五ヘクタール以上	二十メートル以上

- 三 土砂のたい積の高さ（のり面の最も低い部分と最も高い部分の垂直距離をいう。）が五メートル以下であること。
- 四 土砂のたい積ののり面のこう配は、垂直一メートルに対する水平距離が二メートル以上のこう配であること。
- 五 雨水その他の地表水を排除することができるように、必要な排水施設が設置されていること。
- 六 前項の排水施設は、その管渠のこう配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。

別表第三（第十一条関係）

- 一 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の周囲に、囲い（杭その他の設備）が設置されていること。
- 二 雨水その他の地表水を排除することができるように、必要な排水施設が設置されていること。
- 三 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域以外の土地に土砂が流出しないように、必要に応じ、沈砂池その他の土砂の流出を防止するために必要な施設が設置されていること。

○ 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例（平成19年7月9日山梨県条例第33号、以下「条例」という。）及び山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成19年7月9日山梨県規則第35号、以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(製品の定義)

第2条 条例第2条第2項で定める「製品」とは、陶器又はガラス製品をいう。
2 条例第6条第3号の「土砂」とは、製品として販売したもので、採石法にあっては採石法第2条に定める「岩石」をいい、砂利採取法にあっては砂利採取法第2条に定める砂利をいう。

(許可申請書の面積)

第3条 条例第7条第1項第2号で定める土砂の埋立て等の用に供する土地の面積は実測とし、小数点以下2桁（下3桁切り捨て）まで表示すること。

(知事が認める事業)

第4条 規則第2条第20号で定める土砂の崩壊等の発生のおそれがないものとして知事が認める事業は次のものとする。
一 国又は地方公共団体が行う林道事業
二 国又は地方公共団体が行う土砂の埋立て等（国又は地方公共団体が設計、監督及び検査を行うものに限る）
三 知事が定めた公共工事建設発生土処分地の指定基準に基づく公共工事建設発生土処分地として指定された土地において行う土砂の埋立て等で、当該処分地の指定を受けた者が、この要綱で定めるところにより、知事に届け出たもの
2 前項第三号の届出は別紙1により、公共工事建設発生土処分地として指定されたことを証する書面、位置図（縮尺1/50,000程度）及び計画平面図（縮尺1/500程度）を添付して行う。

(許可申請書の添付図書)

第5条 規則第6条で定める許可申請書の添付図書については、別紙「申請書に添付する図書一覧」による。

(相当数の同意)

第6条 規則第6条第1項第8号で定める「相当数の同意」とは、土砂の埋立て等の用に供する土地につき土砂の埋立て等の妨げとなる権利を有する者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると認められる場合を指すものとする。

(一般的基準)

第7条 規則第10条で定める土砂の埋立て等に係る一般的基準に適合するか否かは、次の事項を勘案して判断するものとする。

- 一 土砂の埋立て等の用に供する土地につき土砂の埋立て等の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることが明らかであること
- 二 土砂の埋立て等について法令等による許認可を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であることが明らかであること

(構造上の基準)

第8条 規則第11条第4項で定める計算の方法、数値その他の必要な事項については、別紙「技術的基準」による。

(標準処理期間)

第9条 行政手続法第6条及び山梨県行政手続条例第6条に基づく標準処理期間は、条例第7条第1項、同条第2項、第10条第2項及び第17条第2項に定める申請にあつては60日とする。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者
の氏名)

公共工事建設発生土処分地の届出書

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例取扱要綱第4条第1項第3号の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂の埋立て等の用に 供する土地の区域	位置	
	面積 (㎡)	

- 注 1 公共工事建設発生土処分地として指定されたことを証する書面を添付すること。
2 位置図(縮尺 1/50,000 程度)及び計画平面図(縮尺 1/500 程度)を添付すること。

申請書等の提出窓口

提出窓口	連絡先	所管区域
中北林務環境事務所 (北巨摩合同庁舎 4 階)	〒407-0024 韮崎市本町4-2-4 TEL 0551-23-3087	甲府市、韮崎市、南アルプス市、 北杜市、甲斐市、中央市、 中巨摩郡 (昭和町)
峡東林務環境事務所 (東山梨合同庁舎 3 階)	〒404-8601 甲州市塩山上塩後1239-1 TEL 0553-20-2720	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南林務環境事務所 (西八代合同庁舎 2 階)	〒409-3606 西八代郡市川三郷町高田 111-1 TEL 055-240-4140	西八代郡 (市川三郷町)、南巨摩 郡
富士・東部林務環境事務所 (南都留合同庁舎 3 階)	〒402-0054 都留市田原2-13-43 TEL 0554-45-7810	富士吉田市、都留市、大月市、 上野原市、南都留郡、北都留郡

山梨県林政部森林整備課 林地保全・採石担当
 〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1
 TEL 055-223-1645
 作成 (平成 20 年 2 月 26 日)
 改正 (平成 23 年 4 月 1 日)
 改正 (平成 24 年 4 月 1 日)
 改正 (令和元年 12 月 14 日)
 改正 (令和 3 年 4 月 1 日)